

春日井市孤立死防止に係る通報ガイドライン

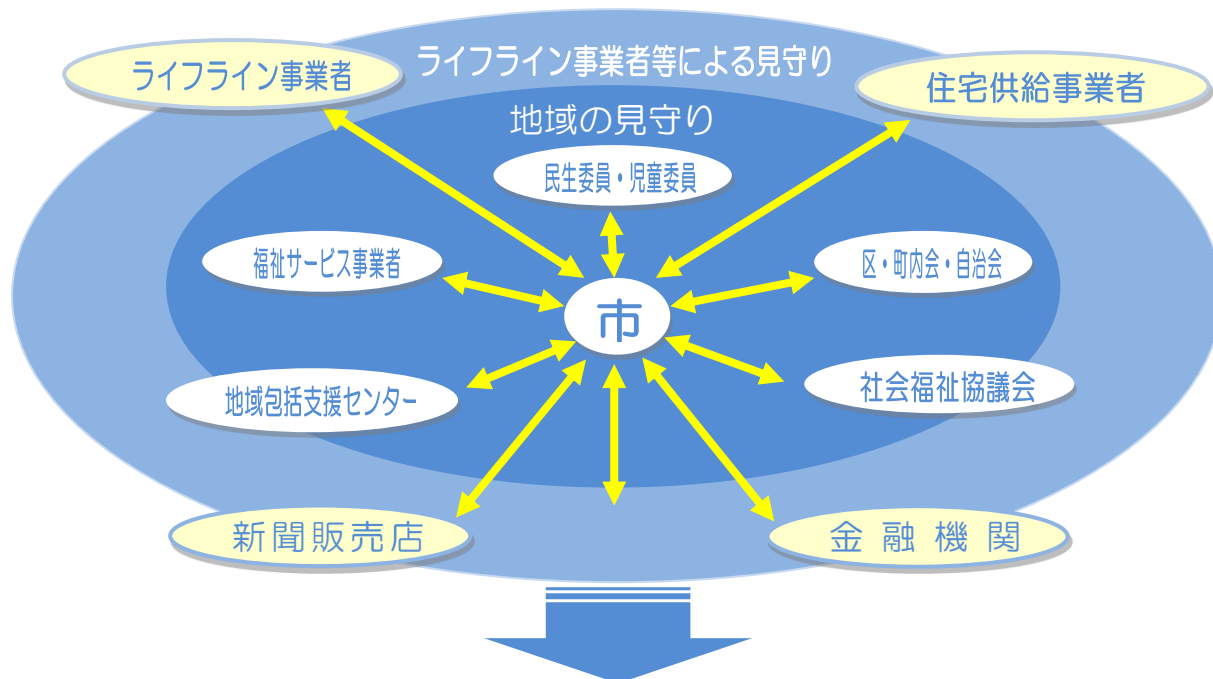
1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、様々な理由により社会から孤立状態にある世帯（以下「孤立世帯」といいます。）を早期に発見し、孤立死を防止するため、電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、住宅供給事業者、金融機関等（以下「ライフライン事業者等」といいます。）による通報の指針とするものです。

2 「孤立死」の定義

このガイドラインにおいて、「孤立死」とは、「孤立世帯の方が亡くなったことに親族や近隣の人々が気づかず、相当日数を経てから発見されること」を言います。

3 安否確認のための連携体制



- 多様な主体の協力により、多くの方向から、多くの目で見守り、孤立世帯を早期に発見します。
- 市は孤立世帯に必要な福祉サービスを提供し、孤立死を未然に防止します。

4 異常発見から安否確認までの流れ



5 通報の考え方

- (1) ライフライン事業者等が通常の業務の中で異常を発見した場合に、通報をお願いするものとします。
- (2) ライフライン事業者等が独自の安否確認を実施している場合は、その取組の継続をお願いします。
- (3) 市に対して通報をお願いする場合は、次のとおりです。

ライフライン事業者等	通報をお願いする場合
安否確認の制度がある事業者	・ 安否確認の制度によっても、なお、本人の安否が確認できない場合 ・ 安否確認の制度に登録していない世帯については、通常の業務の中で異常を感じた場合
安否確認の制度がない事業者	通常の業務の中で異常を感じた場合
各事業者共通	上記のほか、支援が必要と感じた場合

- (4) 前記のほか、家の中で人が倒れていることが明らかであるなど、特に緊急を要する場合は、声かけなど必要な措置とともに、市及び消防署、警察署への通報をお願いします。

6 異常が考えられるケース

訪問回数がほぼ毎日の場合

- ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている。
- 雨戸やカーテンが何日も前からずっと閉まっている。
- 玄関や室内の電灯が点いた状態、または、消えた状態が何日も続いている。
- 同じ洗濯物が何日も干されている。
- 住宅から異臭、異音がしている。
- 保護者の気配がなく、子どもが泣き叫んでいる。
- 隣人などから最近姿を見かけないなどの情報がはいった。

訪問回数が月に1、2回の場合

- ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている。
- 家人に何か月間も会えない。
- メーターの数値が異常である。
- 以前に訪問した状況から極端に状況が変わっている。
(家の周りが異常に散らかっている、庭の草が伸び放題である、ペットが衰弱しているなど)
- 住宅から異臭、異音がしている。
- 保護者の気配がなく、子どもが泣き叫んでいる。
- 隣人などから最近姿を見かけないなどの情報がはいった。

家人に会えた場合

- 極端に痩せている、体が異常に汚れている、動作が不自由になっている、顔色が悪い、生気がない、不自然なケガやアザが見られる、異臭がするなど以前と比べて本人の体の状態が不自然である。
- 夏でも厚着をする、服が異常に汚れている。
- 同じ話を繰り返す、話の内容のつじつまが合わない、伝えたばかりの内容をすぐに忘れる。
- 無表情、ふさぎ込んでいる、話をしようとししない。
- 生活が困窮している状況がうかがわれる。

建物管理で異常があった場合

- 安否確認のため定期的に連絡をとっていたが、あるときから連絡がつかなくなった。
- 隣人などから最近姿を見かけないなどの情報がはいった。

7 通報窓口

- 地域見守りホットライン（24 時間対応）
春日井市健康福祉部地域共生推進課内
電話：85-6196
- 消防署 電話：119
- 警察署 電話：110

8 通報者への配慮

- 市は、通報者に関する情報（通報した者の氏名、事業所、連絡先など）については、孤立死防止に関する事務のみに使用します。
- 市は、通報後の孤立世帯の状況について、必要に応じて通報者に報告するものとします（ただし、孤立世帯の個人情報に関する内容は除きます）。
- ライフライン事業者等は、通報に誤りがあった場合、または通報を行うことができなかった場合であっても、孤立世帯に生じた問題について、その責任を問われないものとします。

9 通報情報の活用

- 市は、通報があった孤立世帯に対して必要な福祉サービスを提供します。
- 市は、通報があった孤立世帯を民生委員、地域包括支援センターなどによる訪問、見守り活動につなげます。
- 地域見守り連絡会議において、実際に通報があった事例を紹介し、情報を共有するとともに通報体制を検証します。

春日井市孤立死防止に係る通報ガイドライン

春日井市健康福祉部地域共生推進課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目 44 番地

TEL：0568-85-6196 FAX：0568-84-5764

令和6年（2024年）4月 改定